

1 ③ 最大判昭 41.10.26 は、「労働基本権は、単に私企業の労働者だけについて保障されるのではなく、公共企業体の職員はもとよりのこと、国家公務員や地方公務員も、憲法 28 条にいう勤労者にほかならない以上、原則的には、その保障を受けるべき」旨判示している。

2 ① 警職法 2 条の職務質問は、相手方に事実上の不利益を与える可能性があることから対象者が限定されている一方、聞込み捜査は、全くの任意活動であることから対象者が限定されていないなど、両者の性質は異なる。

3 ④ 文書偽造の罪における「行使の目的」が認められるためには、いやしくも真正な文書としてその効用に役立たせる意図があれば足りる。

4 ⑤ 検察官がより軽い罪名で起訴すること、一定の軽い求刑をすることのほか、不起訴にすること、公訴を取り消すこと、略式命令の請求をすること等も、合意内容とすることができる。

5 ② 子育てや介護に従事する職員であっても、転居を伴う異動の対象から外す必要はない。ただし、必ず職員本人から異動希望の有無、異動可能な場所、希望する異動時期等について聴取し、異動させる場合は、可能な限りその事情に配慮するよう検討する。

6 ② 警察官が酩酊者規制法 4 条 1 項違反に当たる迷惑行為を犯している者を発見したときは、その者の言動を制止しなければならないが（同法 5 条 1 項）、直ちに現行犯逮捕することまでは要しない。なお、制止を受けた者が、その制止に従わずに同法 4 条 1 項違反に当たる迷惑行為を犯し、公衆に著しい迷惑をかけたときは、同法 5 条 2 項違反が成立するが、この者を現行犯逮捕するためには、制止に従わずに迷惑行為を継続していることが要件とされている。

7 ⑤ 手配は、的確な事件判断の下に、適切な範囲をもって行うものであり、必ずしも全ての都道府県警察に対して行うものではない。なお、緊急事件手配を行うに当たっては、内容を検討し、依頼の趣旨その他捜査のために必要な事項を明確にして、依頼を受けた警察に迷惑をかけないよう配慮する。

8 ① 全年齢層の死亡事故件数は減少傾向にあるのに対し、75 歳以上の運転者による死亡事故件数は横ばい傾向にあり、その占める割合が増加するなど、厳しい状況にある。

9 ③ 緊急自動車については、自動車お列を徐行又は一時停止させること等により、その優先通行を確保する必要がある。

10 ④ 核兵器の不拡散に関する条約（NPT）は、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の 5 カ国を「核兵器国」と認め、「核兵器国」以外への核兵器の拡散を防止することを目的としている。